

南相馬市菅原町墓地条例の一部改正について

1 経緯及び目的

平成 17 年度に見直しを行った「陣ヶ崎公園墓地拡張基本構想・基本計画」に基づき、現在、墓地拡張整備工事を実施し、従来の 1,494 区画に加え、新たに 900 区画の整備を実施している。

工事の完了は平成 30 年度の予定であるが、墓地需要の高まりを受け、今年度、拡張墓域の 4 分の 1 に当たる 225 区画について先行して供用開始することとしている。

このことから、新区画の使用料及び管理料を設定し、南相馬市菅原町墓地条例を改正するもの。

2 陣ヶ崎公園墓地（拡張墓域）使用料（案）

区分	使用料（案）(㎡当たり)	使用料（案）(1区画当たり)
拡張墓域	58,000 円	232,000 円 4 ㎡(2×2m)
参考：既存墓域	43,000 円	172,000 円 4 ㎡(2×2m)
		258,000 円 6 ㎡(3×2m)

算定方法 別添算定資料のとおり

3 陣ヶ崎公園墓地管理料（案）

区分	従来の管理料(1区画当たり)	管理料（案）(1区画当たり)
墓地管理料	1,150 円	1,150 円

陣ヶ崎公園墓地拡張整備後においても、管理料収入と管理に係る経費がほぼ均衡する見込みであることから、管理料収入で供用部分にかかる維持管理経費は賄うことが可能と考える。

よって、管理料の改正は行わないこととする。

陣ヶ崎公園墓地管理料 算定資料				
				(単位：円)
	管理料収入	供用部分の維持管理に係る経費	差額 (収入-経費)	
H28年度	1,693,950	1,603,883	90,067	106%
H27年度	1,692,190	1,719,864	-27,674	98%
H26年度	1,697,400	1,569,951	127,449	108%
平均	1,694,513	1,631,233	63,281	104%
陣ヶ崎公園墓地拡張に係る増加見込み	1,035,000	1,105,042	-70,042	
陣ヶ崎公園墓地拡張後 (+)	2,729,513	2,736,275	-6,761	100%

収入：増加分900区画×1,150円
経費：陣ヶ崎公園墓地拡張による増加見込